

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース5月号 (No.138)

2015年5月27日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん いかがおすごしですか。

今月は、決算や理事会等、いつもにもまして忙しい月ではなかったでしょうか。そのうえ、新制度です！現場で起こっていることをどう考えるのか、6月7～8日の学習会で学び、今後のとりくみの力にしていきたいと思います！



東京合研においでください！

第47回全国保育園団体合同研究集会（合研）まで、あと2ヶ月あまりとなりました。

私のはじめて合研に参加したのは、今から35年ほど前の長野県山ノ内町の合研でした。職場の先輩の車に乗って、夜に出発し明け方到着、お寺(?)で仮眠をとり全体会が行われていた体育館に向かいました。階段をあがると、そこは全国からの参加者であふれかえっていました。とにかく、すごい人に圧倒されたのを今でも覚えています。

体育館での歌声の集いや、分科会は教室がいっぱいで窓から身を乗り出した聞いたこともあり、提案をして様々な質問が出て、夜遅くまで職場の同僚と自分達の保育について話し合っ

たこと、職場の先輩のや後輩たちとお酒を飲みながら、保育園ではなかなか話せないことを夜が明けるまで話したこともありました。

東京ではじめて開催した7年前の第40回東京合研では、運営の責任者をさせてもらい、東京の仲間たちと全国の参加者を迎えるために苦労したことを今でも懐かしく思い出します。

合研は語り合い、繋がりあい、学びあう素晴らしい場だと思います。

経営懇会員の皆さんと、東京で会えることを楽しみにしています。

安川信一郎

(経営懇副会長、東京・砧保育園園長)

* 経営懇は、合研集会での園長交流会をきっかけにうまれました。合研集会の案内書が必要な方はご連絡ください。

第18回総会

●総会&学習会にご参加を！

第18回経営懇総会を、6月7～8日に東京で開催します。昨年度に引き続き、総会とあわせて学習会を予定しています。ぜひ、会員外の方もお誘いいただき、ご参加ください。資料準備のため、事前にお申し込みください（FAXかメール、電話でもかまいません）。

●総会議案同封します

第18回総会の議案書を同封しますので、ご確認ください。

<第18回総会概要>

* とき 2015年6月7日（日）～8日（月）

* ところ 7日:TKP市ヶ谷/8日:エデュカス東京

* 内容

6/7～公定価格と民間保育園の運営【講師：村山祐一（元帝京大学）、逆井直紀（保育研究所）】

6/8～社会福祉法人「改革」問題をどうみるか【講師：石倉康次（立命館大学）】

6/8午後より、総会

* 参加費 会員 1000円 会員外 3000円

保育制度をめぐる動き

●4/20自治体むけ説明会

4月20日に、内閣府は自治体向け説明会を開催しました。今回は、新たな情報は殆んどありませんが、支払いや保育所の取り扱いについて、再確認された点をお知らせします。

◆給付等の支払いについて

施設型給付等の支払いについては、これまでの保育所と同様に、当月を含めた前払いが国から要請されています。国は、あらためて市町村に事務連絡をだして、前払いを徹底するように求めています（下記に掲載）。

保育所の場合は、委託費のため、利用者負担額を請求書に明記する等の必要はありません。保育所以外の直接契約施設・事業では、子どもの1人ごとの公定価格から、利用者負担額を差し引いて、給付額が決定します。そのため、一人ひとり違う利用者負担額を請求書に明記するなど、事務処理量が増していることは明らかです。公定価格の決定も遅れ、自治体の準備が間に合わず混乱している模様です。実際に、保育所も含めて支払いを1か月遅れにしている横浜市のような自治体もあります。

もし、委託費の支払いが、後払いになっている場合は、自治体に説明を求めましょう。

2015（平成27）年4月9日事務連絡

施設型給付等の支払いについて（依頼）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行にご尽力いただき、ありがとうございます。

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う施設型給付等（私立保育所に対する委託費、地域型保育給付を含む。以下同じ。）の支払いについては、施設・事業者の事業運営に支障が生じることのないよう、下記の点に留意の上、ご対応いただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、本事務連絡につきまして、貴管内市町村に周知していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

記

○平成27年3月10日付け事務連絡「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（案）の送付について」においても依頼したとおり、施設型給付等に係る各種加算については、4月時点でその認定が行われていない状況も想定されますが、その際は、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に施設型給付等の支給を行い、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、柔軟の対応をお願いします。

○施設型給付等に係る各種加算については、加算の要件を満たす場合に加算されるものですが、施設型給付等の性格上、加算の要件を満たしているにもかかわらず、市町村の独自の判断により加算を行わないという取扱いは認められません。

○施設型給付等の支給については、平成27年2月3日付け事務連絡「施設型給付費等の支払について」において、自治体の実情により必要と認められる場合には、毎月支給ではなく、数か月分をまとめて、あらかじめ概算払いにより行っていただいても差し支えない旨をお示ししているところですが、この取扱いは、あくまで前払いを想定したものです。もとより、子ども・子育て支援法施行規則第18条においては、毎月支給するものとされており、数か月分をまとめて後払いすることは認められませんので、そのような運用がなされることのないよう、ご留意願います。（※下線は事務局）

◆保育所における利用者負担の滞納について

保育所については、児童福祉法 24 条 1 項や、子ども・子育て支援法附則 6 条等を受けて、新制度においても従前どおり市町村責任での保育が実施されています。自治体の中には、この点を十分に理解していないと思われる状況も出ています。

自治体によっては、保育所も直接契約の施設等と同等の説明がされています。先月号でもお伝えしたように、保育所が作成した重要事項説明書文書において、「保育料を滞納した場合は保育所を退所させる」という誤った記載をしていたケースがありました。その文書の「ひな型」を市町村がつくっていたというのであれば、行政内での新制度の理解が不十分であると言わざるをえません。

こうした問題が、国会で採り上げられたことで、4月20日の説明会では、「保育所については、公立・私立を問わず保護者と市町村間との契約となるため、市町村は児童福祉法に基づき保育所における実施義務を負い、また、利用者負担の強制徴収の仕組みを設けていることから利用者負担の滞納による利用契約の解除をすることができない。」との文書が改めて示されました。

今後、24条1項の形骸化を許さず、活かしていくように、学びつつ、自治体にも徹底させていくことが求められています。

●「現場は混乱」～内閣府の子ども・子育て会議開催

5月21日に、国の子ども・子育て会議が開催されました。新聞報道によれば、委員からは、新制度が施行された4月以降、自治体や現場で混乱が起こっているという指摘があった模様です。

こうした指摘に対し、政府は、各地の課題など情報を集め見直しの必要性等を会議にはかるという考えを示しました。

この会議の詳しい内容や資料は、まだ公開されていませんが、国としても混乱が起きていることを認めざるを得ない状況であるといえます。それぞれの地域で、園長会や連絡会等、集団で自治体に要望を届け、国に実情を訴えるように要請しましょう。

●休日保育問題

先月号でもお知らせしたように、FAQ第8版で、休日保育の費用は公定価格に加算分として含むため、保育料徴収はできない、と示されました。休日保育を実施している園では混乱が広がっています。

(FAQは次ページに掲載)。

◆岡山市

岡山市では、新制度施行後の休日保育の実施にあたり、実施園5園と市とで懇談を行いました。

岡山市は、国が示すとおり公定価格に休日保育の費用も含まれているとし、保育料の徴収はできないことと、市の休日保育の補助廃止を説明しました。その結果、休日保育をやめる園も出ました。

こういった状況のなかで、岡山県保育団体連絡会で市と懇談を行った際、保護者から、各実施園が今までと同じように休日保育を実施できるようにしてほしい、との意見が出されました。市は「市としても休日保育を実施する園がなくなったら困るので、前向きに検討したい。国に要望もあげたい」と回答しています。具体的にはまだ示されていませんが、検討を約束しました。

◆広島市

広島市では、私立の認可保育園で休日保育を実施してきました。新制度実施以降は、公立保育園が休日保育を実施することにしました。

国は、各園で休日保育が必要な子どもに対応すればいいと考えているようですが、多くの地域で拠点園で実施されている休日保育の実態とかけ離れています。岡山のように、各地でも自治体と実態をふまえた懇談が必要です。

休日保育の対応についても、自治体の動きをお知らせください。

公定価格に関するFAQ(休日保育)

休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできますか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。

新制度においては休日保育を給付化することになりますので、休日保育加算の対象となる「原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども」が休日保育を利用する場合、当該休日保育の利用に対し、所得に応じた利用者負担とは別に、**利用料を徴収することはできません。**

なお、保護者のいずれかが急な出張等により保育が必要な状態になるなど、単発で休日保育を利用する場合についても、休日保育加算の対象とすることもできます。この場合は、休日保育加算により費用が賄われることになるため、保護者から利用料を徴収することはできません。

また、就労により認定を受けた保護者が、冠婚葬祭など**保育認定を受けた事由とは異なる事由により、休日に保育を利用する場合には、一時預かり事業により利用することが考えられます。**この場合は、保護者から一時預かり事業としての利用料を徴収することになります。

なお、休日の職員体制を充実させて休日保育を実施しているなど、**公定価格による水準を超えて費用がかかる場合は、保護者の同意や私立保育所の場合は市町村への協議など、必要な手続きを経た上で、特定負担額や実費徴収により、水準を超える費用を徴収することも考えられます。**

常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日(例：店の定休日である火曜日が週休日)に、単発的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。

保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないこととなりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、**保育の利用を妨げるものではありません。**また、**その場合、別途の利用料を徴収することはできません。**

休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないでしょうか。

日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、**間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられます。**

社会福祉法人「改革」 に対するとくみ

●社会福祉事業の解体は許さない！5.12院内集会

5月12日に、権利としての福祉を守る共同実行委員会主催の院内集会と国会要請行動が行われました。議員要請では、参加者が3~4人グループに分かれて、厚労・内閣の126人の議員を訪問しました。

情勢学習では、日本障害者センターの山崎光弘理事が、社会福祉法人アンケートにとりくんだ結果を報告しました(15,121か所に郵送して2,156件が回答)。そのなかで、社会福祉法等の改正案の内容がどの事業種別でも知られていないことが統計的にも確認されたと説明しました。そのうえで、改正案では「地域の公益的などとりくみは努力義務とされたが、

だから安心とはいえない」、「余剰金は行政コントロール次第で、生み出すことが可能」福祉人材の処遇はよくなる」と指摘。社会福祉法人に「安かろう悪かろうの公的福祉」を担わせようとしていることを明らかにしました。



議員要請では、衆参の厚労・内閣委員126人を訪問し、5名の議員と直接懇談しました。秘書対応は101人でした。

議員要請後、再び集まり、今後の活動を確認しまし

た。

今後は、①団体署名を厚労委員への FAX 要請運動に切り替える、②今日の参加者が伝える役割を担って各地方での共同運動を広げる、③法案審議が始まったら、首都圏を中心に委員会傍聴を組織していく、以上 3 点を確認しました。

最後に、愛知県民間社会福祉施設経営管理者会議の石井一由記会長が、「戦争と福祉は相容れない」「万



が一法案が通っても、実際にはその後に定められる政省令の内容次第で決まる。息の長いとりくみにしていきましょう」とあいさつして閉会となりました。

* 団体署名（ニュース 4 月号に同封）、まだ受け付けています。

* FAX 要請をとりくみましょう。

下記の要請書と衆参の厚労委員の名簿を同封します。要請書はコピーしてお使いください。理事・職員・保護者・地域の園長会等、ひろげましょう。

衆議院・参議院 厚生労働委員 各位

社会福祉法等の改正に対する要請書

貴院におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、社会福祉の増進にご尽力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、第 189 通常国会において 4 月 3 日に政府が提出した「社会福祉法等の一部を改正する法律案」は、一部の社会福祉法人の役割をすべての法人に置き換えて「地域貢献活動」とその支出を「努力」義務化するなどの内容となっております。これは、国の社会福祉に対する公的責任を限りなく縮小し、本来、国の責任で制度化しておくべき事業を社会福祉法人に転嫁することが明瞭であると考えます。

また、同法案では、社会福祉施設職員等退職手当共済制度についても介護分野に限り厚労分野を公費助成対象から外すこととしております。さらに 2 年度には障害分野も再考方向が検討されるなど、社会福祉分野の人材確保をさらに困難にすることとなります。

同法案の委員会審議に際して、貴院に以下の要請をいたしますので、よろしく御願い申し上げます。

記

1. 社会福祉法人に対し、あらゆる「地域貢献活動」の義務化はおこなわないこと。生活困窮者への受給者など、移行対象の対象となっていない困難者は、公的助成の拡充で対応すること
2. 憲法 25 条（生存権規定）に基づいて、精神的・肉体的に社会福祉事業の運営ができる十分な財源を確保して、介護・障害福祉の報酬や保育・子育て支援の公定価格を引き上げること
3. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度への公費助成の対応を拡充すること。障害者施設・事業、保育所への公費助成を廃止しないこと

〒

住 所

氏 名

◆権利としての福祉を守る5. 12 院内集会に参加して

広島・（福）愛児福祉会 石川幸枝

この間緊急に集めた「社会福祉法等の改正に対する緊急請願書」をもって、5.12 院内集会に参加してきました。障害者の生活と権利を守る全国協議会をはじめ、11 団体から 210 名の人たちが集まり、衆議院会館の大会議室はいっぱいでした。

今回の社会福祉法「改正」は、社会福祉法人に「低額・無料のサービスの義務化」と「退職共済への公的助成の廃止と報酬改定で営利企業とのイコールフッティング」を押し付けようとするものです。国の狙いは、憲法 25 条を蔑ろにして『安かろう悪かろうの公的福祉』に変質させ、営利企業には一部の富裕層を対象にした「保険原理に基づく福祉」で企業にしっかり利潤をあげてもらおうことです。そして、「世界で一番企業が活躍しやすい国づくり」に向けた第一歩とすることが、真の狙いであることを学びました。

集会後、衆・参国會議員への要請を行ないました。その中で、議員も秘書もこの法案について殆ど知らないことがよくわかりました。「とにかく、我々保育関係者の中でもこの中味についてよく理解されていない状況です。議員さんも、現場の実情についてよく耳を傾けていただいて、拙速な審議・決議をしないでいただきたい。」「保育士不足は深刻な状況で、職員の処遇改善が最も重要だと言われながら、長年働いた結果受け取る退職金が保障されないなどでは、ますます保育士のなり手が無くなってしまいます。」などと訴えながら、紹介議員になってほしいと伝えてきました。

まだまだ間に合います。請願署名を集めながら、社会福祉法人「改革」の動きと真の狙いを、地域の園長会はじめ、広く保育関係者に知らせる取り組みを、私たちの課題にしましょう。

各地のとくみ・情報

●新制度・公定価格についての学習会を開催(4/16)

北海道経営懇

北海道・のびろ保育園 菅原信子

北海道経営懇話会では、保育研究所所長村山祐一先生をお招きし、新制度についての学習会を開催しました。4月の多忙な時期ではありましたが、全道から40余名の参加があり、膨大な資料と、村山先生初と言うパワーポインターを使っての中身の濃いお話に、多くのことを学ぶことができました。

まずは、新制度の特徴として「複雑にして、やり方は自治体任せ。全体像は明らかにしていない。わからないはあたりまえ」と話され、納得の参加者でした。

新制度の「認定こども園」は従来の「認定子ども園」とは別の制度であることが、周知されていないこと。1号・2号認定子どもの公定価格単価の比較では幼稚園と保育所の処遇の違いについて、保育日数（幼稚園は、土曜日は時間外扱い、長期休暇も公定価格に含まれている）事務作業や研修保障（幼稚園は時間内）など、処遇の差に驚きの声が上がりました。また、質問にもありましたが、開所時間延長促進事業は、公定価格基本部分に含まれるため廃止となったが、11時間の保育を保障する発想がない単価であることと、幼稚園での預かり保育の給付との違い等、制度の違いではくれない内容であり、保育士の処遇が冷遇され保育士不足の加速化、子どもの保育の格差、保育の質の低下になりかねないことも明らかにされました。

また、施設整備、開所時間分単価の中身、処遇改善費について、療育加算についてなどの質問にも丁寧に答えていただきました。参加者からは、「なるほど、そういうことかというお話が聞けた」「保育士処遇の話は、目からうろこだった」などの感想が寄せ

られました。

スタートしたことでますます矛盾が見えてきた新制度ですが、「わからないことがあたりまえ」の複雑さを実感するとともに、「黙っているのは、このままでよくなる。この3年が大事。」という村山先生の言葉に、さらに学んで制度をよくしていかなければいけない、と感じた学習会でした。

【各地から】

- ・小規模園が増え、例年に比べ0歳児入所が少ない。
(札幌)
- ・兄弟関係で、4月入所の下の子が、短時間認定になった。自治体が独自に補助を出している施設が小規模施設になり、連携園になってほしいとの要望がある。(旭川)
- ・待機児童がない。短時間の延長で、請求が大変なので保育料はとらない園も。(函館)
- ・「認定証」は4月になってから出された。4月は例年なみの入所だが、待機児童がいなく問い合わせがない。(北広島)
- ・少し前に、村山先生に話に来ていただき学習した。行政の担当者は若く、一緒にいろいろ考えていきたいと話されていた。(更別)

●東京合研がんばろう！ 決起集会／東京経営懇

東京・緑丘保育園 桐山 研

5月1日メーデーの日に、書類提出の事務に追われる中、30名を超える園長や理事の方が集まり、東京経営懇で合研を成功させるための決起集会を開催しました。



すでに東京合研成功のために中心になって頑張ってくださっている園長先生たちから今の到達、課題、今後の方針などが熱く語られました。

実行委員長の近藤幹夫先生もかけつけてくださり、声が出なくなってしまうくらい、あちこちに駆けつけ、合研成功に向けて奮闘されている様子などをお話ししてくださいました。

東京経営懇の会長である和泉先生から、なかよし保育園での合研に向けての取り組みの様子が話され、合研参加費を稼ぐために「ふるさと直行便」として、職員や父母、地域の方に、何か送ってもらえるものはないか？とお願いしたところ、長野や千葉、神奈川などから、竹の子が 50 本、100 本と届き、園で開いた合研のつどいでは、和泉先生は竹の子を売りまくったというエピソードが語られました。

また、おいしい日本酒の差し入れもあり、みんなで少しずついただきました。

最後は「合研成功のために、東京経営懇、団結してガンバロー」こぶしを突き上げ、終わりました。

印象に残ったのは、園中に「ゴウケン」という言葉が飛び交う中で、父母から「ゴウケン」ってなんですか？とたずねられた時がチャンスだ、というエピソードです。より詳しく、合研のことを知ってもらうことができるのです。保育運動や合研のとりくみを、呼吸をするくらい当たり前で自然に行っている和泉先生の人柄がにじみ出る話でした。後日、自分の園で子どもたちと昼食を食べているときに、

「今度ゴウケンをやるんだ！」と話したら、子どもたちが

「ゴウケンって何？」ときいてきました。

「楽しい素敵なこと！」と答えると

「宝物？」と子どもたち。

ゴウケン=宝物…確かに！と思いながら、和泉先生を見習って、呪文のように「ゴウケン」を発信していきたいと思いました。

*東京・なかよし保育園の合研にむけてのとりくみ



4月26日に、いけいけ GOKEN! 4.26 なかよし祭りを開催。↑開催案内の手づくりポスター



↑なかよし祭りの様子。

ふるさと直行便として、広島からイカフライ、長野からえのきだけ、川崎・金沢・千葉から大量のたけのこが届き、ミニバザーを開催。マジックショーや荒馬踊りなど、写真をまじえて、祭りの様子が報告されています。参加者は100人以上！

保育団体の動き

●沖縄県私保連～村山祐一氏らを招き研修会開催

4月26日に、沖縄県私保連の園長研修会が開催され、保育研究所所長の村山祐一氏・理事の逆井直紀氏が講師として招かれました。約180名の園長先生、職員の方が参加されていました。



沖縄県私保連の玉城会長は、研修会の冒頭で、「保育をめぐる状況を個々人がつかんで、どういう運動をするか考えていかないと子どもたちの最善の利益は守れない」として、積極的に制度学習をしながら運動していくことを参加者に呼びかけました。



翌日は、県中部の名護市にて、名護市社会福祉法人立保育園連盟が主催する研修会が開催され、約80名が参加し、新制度の概要や公定価格の内容について学習しました。

沖縄県では、普天間基地の辺野古への移転反対を県をあげて国に声をあげています。そういった沖縄の状況もあってか、新制度についても、単純に国のいうことを鵜呑みにしていいのか、という見方が一定あるように感じました。今後の保育を考えるときに、それぞれの地域で保育園同士が一致できるところから、声をあげていくことがカギを握っている、と感じました。（事務局）

沖縄県私保連玉城会長のあいさつ（要旨）



保育制度が大きく変わるが、公の責任のもとで保育を行なうことが大事だと考えている。特に、

運動の中で築いてきた24条1項の意味を再確認しなければいけないと思ってきた。今日の研修会で、先生方のお考えをきいて、保育運動をすすめていくうえで一つの指針にしたい。

行政から言われているから日々の保育をしていればいい、ではなく、公の責任をどう考えるかが重要である。私たちは、沖縄県・国を背負う子どもたちを育てる大事な役割をもっている。そういう役割をふまえて、今後の保育運動の形をどう考えるか。

子ども・子育て支援法がモデルにしている介護保険や障害者自立支援法のもとで企業参入がすすみ、退職金共済の国の補助金が打ち切られる事態になっている。国は、「大事な施設で働くみなさんを大事に思っている、退職まで面倒をみる」という意思表示の一つとして、退職金共済制度の補助を出していた。その補助が高齢者分野ではすでに打ち切れ、今回、障害者分野でもなくなることになった。

保育でもいずれ、24条1項がなくなればそうなる。そういったことも起こるのだと、想像しないといけない。それは、国の子育て支援の責任放棄、と見るべきだろう。

我々が運動もせず現状に安住していると、そうい

うところに流れていく危険があることを認識しなければいけない。社会の動きに乗るだけでなく、子どもの最善の利益を保障するために、我々はどういう運動をしていかないといけないのか、そういうことを考えるために、今日の研修会を力にしてほしい。

将来を見据えて子どもたちのために、個々人の動きをどう結集し運動していくか考えあおう、そういう思いで研修会を開催した。

(文責・事務局)

●全保連総会開催～保育制度の大転換期、合研やちいなかでつながいを広げながら、よい良い保育をめざそう！

5月16～17日に、全国保育団体連絡会（全保連）の第38回総会が、保育プラザにて開催されました。全国36都道府県の連絡会と、経営懇も含めた6つの全国団体から、90人の参加がありました。

新制度がスタートし、保育制度の実態が自治体ごとに様々であることが明らかになりました。そういった状況をつかみ、他の自治体とも交流することが



重要であることを確認しあいました。

保育制度が大きく変わろうとする時期だからこそ、園の中でも、園を超えた地域でも、保育実践を語りあい、一緒に子どもたちのことを考えあう関係を、ていねいにつくっていくことが求められています。そのためにも、合研集会や『ちいさいなかま』を活用していこう、と提案されています。

経営懇の会員園の方も、全国各地の保育連絡会の

中心メンバーとして、この総会に参加されていました。経営懇からは、2014年度に全国の民間保育園に『24条1項にもとづき保育所経営を貫きましょう』のリーフを作成し届けた活動など、この間の活動を、安川副会長が発言しました。



合研集会の論議のなかで、経営懇の石川会長は、次のように発言しました。

「合研は、行った先で語りあう事が大事だと思う。一緒に参加すると、保護者ともいろいろな話ができる。参加した保護者は秋からの運動にも積極的に参加し引っ張っていく人になってくれる。合研を単なる研修の一つとせず、保育園を育てる、一緒に運動をしていくように変える、という願い・ねらいをもって、合研にとりくんでいくことが必要ではないか。

経営懇の役員会でも合研集会の意義を再確認しあった。経営懇は、合研集会の中からうまれた。合研集会の夜に、園長たちが集まって自主交流会を続けていたのがもとになり、経営懇が生まれた。そういった歩みを振り返りつつ、今後、合研での自主交流会も計画したいと話している。」

また、全保連総会1日目の夜には「保育と平和の集い」が開催されました。保育園の保護者が企画した「憲法カフェ」のとりくみ（さいたま市）など、園や地域での平和のとりくみを交流し合い、2日目には緊急アピールを採択しました。



ミニ獅子頭づくり
～保育と平和の集いにて

労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

番外編：マイナンバー制度 その1

今年の3月から、マイナンバー制度について政府広報が始まりました。内閣官房長のHPにもマイナンバーについて情報が掲載されています。今月からマイナンバーについてご紹介したいと思います。

☆マイナンバー制度ってなに？

正確には、「社会保障・税番号制度」と呼ばれるもので、住民票を有する全ての人に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

つまり、1人1人にマイナンバー（個人番号）を振ることで、複数の機関に存在する個人情報を紐づけ、各機関間での情報連携を可能にする制度です。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的としています。

（↓内閣府ホームページより引用）



マイナンバー制度は平成28年1月から、①社会保障（年金、労働、医療、福祉）、②税、③災害対策、の分野からスタートし、これらの行政手続きでマイナンバーが必要になります。

例えば、社会保障では、年金、雇用保険の資格取得や確認、給付、児童扶養手当の支給など。税では、源泉徴収票など。災害対策は、被災者の生活再建支援金の支給などです。

☆マイナンバーってなに？

マイナンバーは、住民票コードを変換して得られる番号です。対象となるのは、住民票を有する全ての人です。つまり、日本国籍を有する人でなく、中長期滞留者や特別永住者等の外国籍の人も住民票を有していれば対象になります。また、1度付番されたマイナンバーは、原則一生変更されません。ただし、漏洩など不正に使用される恐れがある認められるときは、本人による請求または市町村長の職権により、新たなマイナンバーを指定し、通知カードにより通知されます。

法人に関しては、法人登記を行っている法人には全て「法人番号」が付番され、税・社会保障に関する手続きにおいてはマイナンバーと同様に法人番号は必須になります。通知は、登記上の本店所在地に送付されます。

☆マイナンバーはいつ通知されるの？

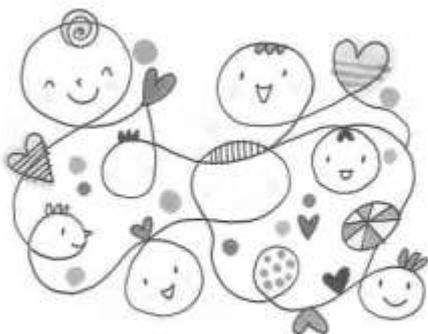
平成27年10月以降、市区町村から住民票住所に「通知カード」が各世帯分取りまとめて簡易書留で届けられます。通知カードには、12桁のマイナンバーの他、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。職員さんには、通知カードが送付されること、住民票住所と異なるところにお住まいの方がいる場合は、住民票を現住所に変更するよう声掛けしたほうがいいでしょう。また、届いたマイナンバーは、一生使用するものです。大切に保管・管理しましょう。

平成 28 年 1 月から希望者に対しては、申請により「個人番号カード」が市区町村から交付されます。申請書は、通知カードに同封されており、手数料は無料。市区町村の窓口で本人確認の上、交付されます。

個人番号カードは、各種手続きにおける個人番号と身元確認の手段になり、表面は、身分証明書として活用できます。なお、通知カードと個人番号カードの両方は保有できないので、通知カードは返納することになります。

「通知カード」と「個人番号カード」の違い

	材質等	顔写真	発行時期
	現在予定されている仕様		
通知カード	紙	なし	平成 27 年 10 月～
	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の全住民へ郵送 ・氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーを記載 ・これだけでは本人確認できないため、身分証明書が必要 		
個人番号カード (IC カード)	プラスチック	あり	平成 28 年 1 月～
	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村への申請が必要 ・表面に、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバーを記載 ・これだけで本人確認できる 		



☆法人は、どのような対応が必要ですか？

次のような対応が必要になります。

- 1) 対象者のマイナンバーの収集と本人確認
職員（パートやアルバイトを含む）とその扶養家族の番号の取得が必要になります。また、職員から番号の提供を受ける際は、本人であることを確認することが義務付けられています。
- 2) マイナンバーの記載が必要な書類の確認
平成 28 年 1 月以降提出分から給与の源泉徴収票、扶養控除申告書、支払調書等の税務関係書類、雇用保険手続きに必要なになります。平成 29 年 1 月から健康保険・厚生年金保険手続きで必要になります。
- 3) マイナンバーの情報管理と安全対策
マイナンバーは重要な個人情報になります。漏洩等が起こらないようセキュリティ対策や管理方法等を検討する必要があります。

今回は、マイナンバー収集時の本人確認や保管についてご紹介します。

※マイナンバー制については、プライバシー保護や、導入に伴う対応の周知が徹底されていないといった問題も含めて、課題が多いことも指摘されています。まず、国がすすめようとしているマイナンバー制度の内容を把握しつつ、問題点・課題は何か、見極めていきましょう。（事務局）

当**面**の課題

●第 18 回総会 & 学習会 ぜひ、ご参加ください！

新制度がはじまって、もうすぐ2ヶ月。今、おこっている問題を出しあい学ぶとともに、今後の活動について、意見をかわしましょう！

まだ、席数に空きがありますので、是非お申込みください。

●自治体の動き・方針をつかみ地域で働きかけを

*自治体の状況を

園長会等地域で確認・共有を

自治体がやるべき作業も膨大で、短期間での準備を迫られ混乱状態です。疑問や不明点はその都度確認し、なるべく園長会等、地域全体で確認・共有しましょう。園長会の役割は重要です。

●自治体の状況を

お知らせください！

自治体の新制度に関する動き、疑問点等を、経営懇までお知らせください。全国的な交流のなかで、問題点や改善点を明らかにしましょう。また、先進的な自治体の動きを学び、各地のとりくみに活かしましょう。

●新制度の学習を！

新制度施行後、具体的な問題・課題が明らかになってきています。繰り返し、新制度の学習をしながら、改善にむけた運動を強めていくことが重要です。保護者会や職員、理事の方たちにも伝えていきましょう。

★お知らせ 保育フーズ研修のご案内 ～新人研修・中堅研修～

新設園が増え新しい職員も増える一方で、世代交代が課題となっています。よりよい保育、園運営をおこなっていくために、大切にしたい視点・課題について、学び考えあいたいと思います。少人数で講義とグループ討議をじっくり行い、一人ひとりの悩みや疑問に丁寧に対応し、充実した交流が行えるよう、計画しています。

案内書を同封しました。ぜひ、ご活用ください。

★経営懇会員をひろげよう！

同封の総会議案にも報告されているように、2014年度には、31園の保育園が新たに会員になりました。保育制度が大きく変わる今、子ども本位の制度になるように、手をつなぎ声をあげていくことが必要です。それぞれの地域で、一緒に声をあげていくためにも、全国的に交流しながら励ましあっていきましょう。

経営懇リーフレットや入会のご案内等をお送りしますので、必要な方はご連絡ください。

★同封資料～ご確認ください★

- ①第 18 回経営懇総会 議案
- ②社会福祉法「改正」についての FAX 要望書と要請先 FAX 一覧表
- ③研修会のご案内（新人研修・中堅研修）

